



雄畜を交配に使用する場合は 種畜検査の受検が必要です！

愛玩用に飼養している雄馬を、種畜検査を受けずに他人が所有している雌馬への種付けに使用していた事例がありました。

このような場合は、**家畜改良増殖法違反**となります。

他者が所有する雌畜に種付けする場合は、愛玩用であっても種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受けなければなりません。

○種畜検査とは？

牛、馬、豚の種雄畜について、その家畜が伝染性疾患や遺伝性疾患、繁殖機能の障害を有さず、種付けへの使用に適するかを検査するもので、合格することで「種畜証明書」が発行されます。

なお、証明書の有効期限は1年で、継続して使用する場合は毎年受検が必要です。

雄畜を飼養する皆さまへ

- ①家畜改良増殖法(第4条)により、**種畜検査を受けていない雄畜を他者が所有する雌畜への種付けに使用することはできません。**(自己所有の雌畜への種付けのみに使用することは可)
- ②同様に、**他者が所有する雌畜に使用するための精液の採取もできません。**
- ③**産業用、愛玩用を問わず**、他者が所有する雌畜への種付けには種畜検査を受け、種畜証明書の交付を受ける必要があります。

ご不明な点は家畜保健衛生所までお問合せください。

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL : 0178-27-7415 FAX : 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714